

# 今後の調達改善の取組について (説明資料)

平成25年4月

# 今後の調達改善の取組について

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが不可欠である。

こうした調達改善の取組は、各府省等において、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものと考えられる。

このため、各府省等がP D C Aサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むとともに、行政改革推進会議がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達改善を推進する。

## 1. 調達改善計画の策定等

- ・各府省等は、原則として、毎年度開始までに調達改善計画を策定・公表する。
- ・各府省等は、上半期終了後及び年度終了後に、同計画の実施状況の自己評価を実施・公表する。
- ・自己評価の結果は、その後の同計画の実施や策定に反映させる。

## 2. 各府省等における推進体制の整備

- ・各府省等は、調達改善計画の策定及び自己評価を的確に行うための体制を整備する。
- ・調達改善計画の策定及び自己評価の実施等の際には、各府省等は外部有識者に意見を求める。

## 3. 行政改革推進会議の関与

- ・行政改革推進会議は、各府省等の上半期終了後及び年度終了後の自己評価結果を点検し、必要に応じ指摘・助言を行うとともに、各府省等有する調達改善のノウハウ等の共有化・標準化を図る。

## 4. 調達改善計画に盛り込む内容

### (1) 重点的に調達改善に取り組む分野

各府省等は、重点的に調達改善に取り組む分野として、次の各府省共通分野のほか、各府省等の調達の実態を把握・分析した上で、独自に取り組む分野を選定する。

- ・ 随意契約・一者応札となっている調達
- ・ 庁費関係のうち、汎用的な物品、役務の調達

### (2) 調達改善の取組内容

特に、(1)の分野については、次のような観点から調達改善の取組内容を定める。

- ・ 随意契約をより競争性の高い契約へ移行すること
- ・ 一者応札となっている契約において競争参加者を増加させること
- ・ 規模の経済性を活用すること（共同調達等）
- ・ 価格とともに、品質等の価格以外の要素も評価すること（総合評価落札方式等）

### (3) 調達改善の目標

調達改善の取組により達成すべき目標は、事後の検証が可能となるよう、極力定量的に設定する。

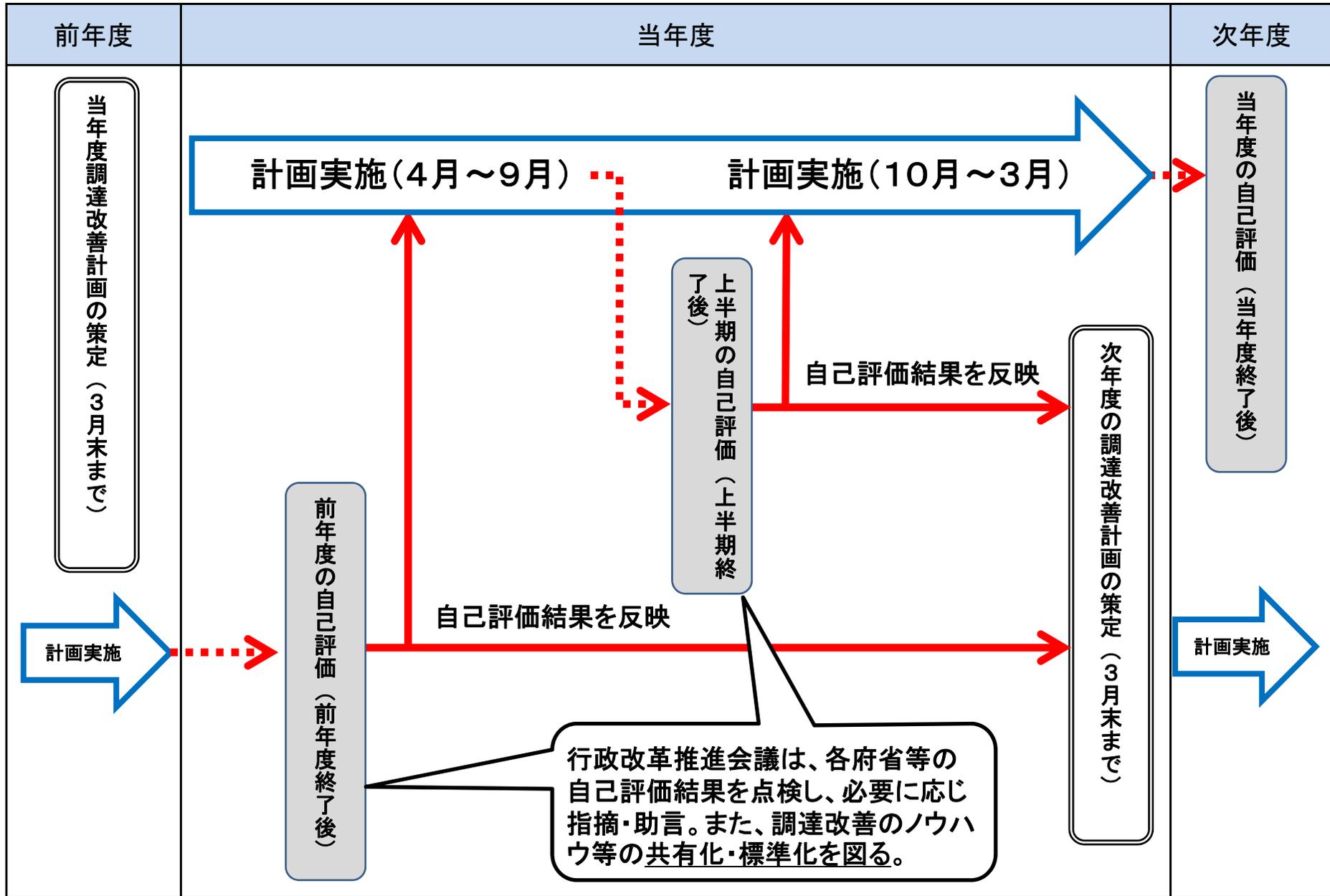
### (4) 調達改善計画の自己評価

自己評価の実施方法、実施状況の把握の頻度及び方法等。

### (5) 調達改善の推進体制

各府省等における推進組織の構成や役割等、外部有識者の活用方法等。

# 調達改善計画による取組のイメージ

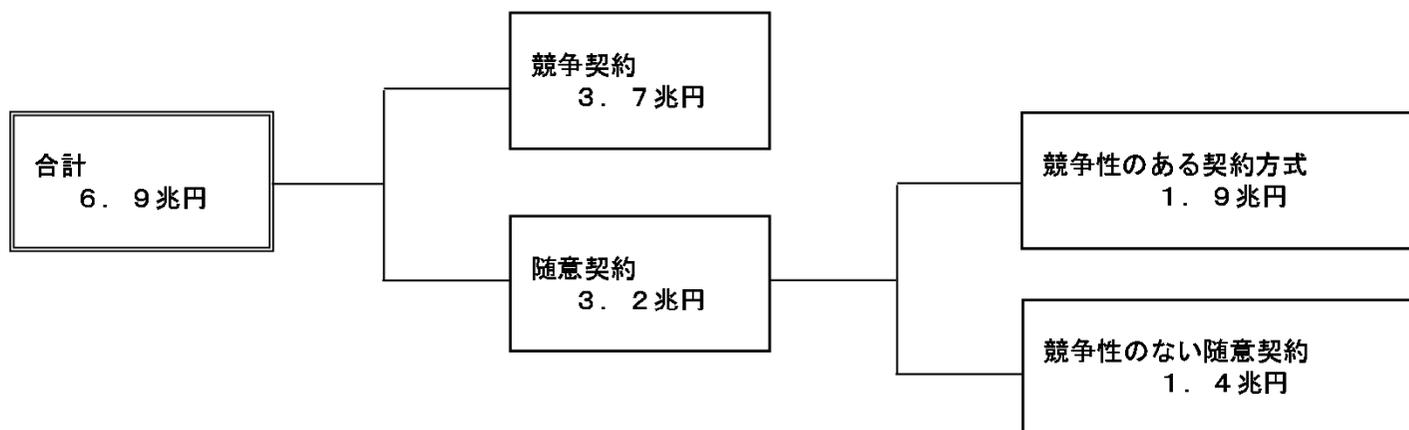


（注）平成25年度調達改善計画は、本予算成立にあわせて策定。

# 参考資料(調達改善関連)

平成25年4月

## 国における調達に係る契約金額(平成23年度)



### 【参考】契約金額の推移

(単位：兆円)

平成18年度	19	20	21	22	23
7.6	8.4	8.1	8.1	6.4	6.9

(注1) 少額随意契約等を除く。

(注2) 平成23年度決算(一般会計・歳出額)は約100兆円。

出典：財務省「契約に関する統計」及び財務省HP

## 随意契約の見直し・一者応札の改善に関する状況

### ●随意契約の見直し

随意契約について、一般競争契約等への移行の可能性を検証するとともに、検証の結果、随意契約によらざるを得ないと判断したものについては、ホームページ等で理由等を公表するなどの取組を実施。

### ●一者応札の改善

競争参加資格や仕様の見直し、公告期間の延長、メールマガジン等による入札情報の提供の強化など、入札参加者を増加させる取組を実施。

(参考) 随意契約及び一者応札の割合

	平成17年度	18	19	20	21	22	23
国の契約に占める競争性のない随意契約の割合 (注1)	46%	36%	27%	22%	22%	21%	20%
競争性のある契約方式に占める一者応札の割合 (注2)	—	—	34%	33%	30%	28%	—

注1：契約金額ベース、少額随意契約等を除く。

注2：契約件数ベース、少額随意契約等を除く。

出典：財務省「契約に関する統計」等から内閣官房試算

# 共同調達に関する状況

共同調達については、府省横断での実施、対象品目の更なる拡大を推進。

平成24年度上半期 共同調達実施状況(契約額・予定総価)

(単位:万円、百万単位の概数)

品目	警察庁・総務省・国土交通省	人事院・厚生労働省・環境省	法務省・公正取引委員会	金融庁・文部科学省	内閣府・宮内庁・消費者庁	外務省・財務省・経済産業省・農林水産省	合計
1. 事務用消耗品等 (事務用消耗品・紙類(コピー用紙除く)・OA機器用消耗品・清掃用消耗品・トイレトーパー・トナー)	9,000	4,700	4,300	5,600	4,100	11,800	39,500
(コピー用紙)			4,600	8,400	6,600		19,600
2. その他の消耗品 (蛍光灯、六法全書、ガソリン、災害備蓄用品)		800	7,200	8,900	11,100	800	28,800
3. 役務 (速記、新聞切抜、配送、クリーニング、健康診断)	3,300	1,800	1,300	6,100	7,600	2,300	22,400
合計	12,300	7,300	17,400	29,000	29,400	14,900	110,300

(参考)平成22年度 共同調達実施状況(契約額・予定総価)

(単位:万円、百万単位の概数)

品目	人事院・厚生労働省・環境省	金融庁・文部科学省	財務省・経済産業省・総務省	合計
1. 事務用消耗品等 (事務用消耗品・紙類(コピー用紙除く)・OA機器用消耗品・清掃用消耗品)	4,900	4,800	7,100	16,800

※上記はいずれも、霞が関周辺に所在する府省での実施状況。